

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月15日

【会社名】 児玉化学工業株式会社

【英訳名】 KODAMA CHEMICAL INDUSTRY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 豊島哲郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本石町一丁目2番2号(三菱樹脂ビル)

【電話番号】 03(3279)4900(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 斉木均

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本石町一丁目2番2号(三菱樹脂ビル)

【電話番号】 03(3279)4900(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 斉木均

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 3,834,550円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権
の行使に際して払い込むべき金額の合計額 394,524,550円
を合算した金額
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行
価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額は減少する可能性があります。また、
新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当
社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金
額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社が平成28年11月14日付で提出した有価証券届出書及び添付書類である取締役会議事録の記載事項の一部に誤りがありましたので、有価証券届出書を訂正するとともに、当該取締役会議事録を差し替えるため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権)

(2) 新株予約権の内容等

添付書類 取締役会議事録差し替え

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権）】

(2) 【新株予約権の内容等】

[訂正前]

<前略>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使請求受付場所 児玉化学工業株式会社 人事総務部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 4 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権を行使する場合には、<u>株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)</u>又は<u>口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)</u>に対し行使請求に要する手続きを行い、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権の行使期間中に<u>機構により</u>行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。 (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を<u>機構又は口座管理機関を通じて現金にて</u>本欄第3項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。 (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
------------------------------	--

< 中略 >

(注) 6 . 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行い、別記「新株予約権の行使期間」の本新株予約権の行使期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて別記「本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所」に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

7 . 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項に定める行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前記6.(2)に定める口座に入金された日に発生する。

8 . 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

9 . 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

< 後略 >

[訂正後]

< 前略 >

<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使請求受付場所 児玉化学工業株式会社 人事総務部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 4 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権を行使する場合には、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権の行使期間中に本欄第2項に定める行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。 (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を本欄第3項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。 (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
-------------------------------------	--

< 中略 >

(注) 6 . 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、別記「新株予約権の行使期間」の本新株予約権の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第2項に定める行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を別記「本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所」に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

7 . 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求の通知が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項に定める行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前記6.(2)に定める口座に入金された日に発生する。

8 . 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(注) 9 の全文削除

< 後略 >

添付書類 取締役会議事録

別紙 児玉化学工業株式会社第1回新株予約権発行要項

[訂正前]

<前略>

18. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合には、機構(第26項に定義する。以下同じ。)又は口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第23項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
19. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
- 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第22項に定める行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第18項第(2)号に定める口座に入金された日に発生する。

<中略>

25. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
- 本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
26. 振替機関
- 株式会社証券保管振替機構(「機構」という。)
27. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
28. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

[訂正後]

<前略>

18. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合には、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に第22項に定める行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を第23項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
19. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
- 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求の通知が第22項に定める行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第18項第(2)号に定める口座に入金された日に発生する。

<中略>

25. 及び26. につき全文削除

25. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
26. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。